

匹見中央公園遊具改修工事における
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、匹見中央公園遊具改修工事の契約あたり、意欲及び技術的な能力を評価し、最適な受注者を選定するための公募型プロポーザル方式に係る事務手続きを定めたものである。

2. プロポーザルの実施内容

(1) 工事名

匹見中央公園遊具改修工事

(2) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

本プロポーザルは令和7年度に更新を予定している匹見中央公園の大型すべり台について、提案を受けた上で、測量設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括方式の工事であり工事請負契約を締結する。

(3) 目的

令和7年度に更新を予定している匹見中央公園の大型すべり台は公園のメイン遊具であることから、既存の大型すべり台の種別・規格にとらわれず、様々な種別・規格の中から提案を受けた上で、最適な遊具を選定し改修することが公園の魅力向上になると考えている。

本工事では、この大型すべり台改修について、限られた事業費を最大限に有効活用し、より多くの人々に喜ばれる遊具を設置することを目的とする。

(4) 工事内容

別紙「匹見中央公園遊具改修工事に係る要求水準書」のとおり。

(5) 工期

契約締結日の翌日から令和8年3月19日までとする。

(6) 提案上限額

54,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※測量設計、製品制作、撤去工事、設置工事等の全てを含む。

(7) 事務局

〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号

益田市 建設部 都市整備課

TEL 0856-31-0108 FAX 0856-31-1480

E-mail: toshi@city.masuda.lg.jp

3. 参加資格

参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和7・8年度益田市建設業有資格者名簿に登録される者で、「とび・土工・コンクリート」の登録があること。また、公募の参加申請と同時に登録手続を行うことも可とする。
- (3) 公表の日から参加申込書の提出期限までの間、本市及び他の自治体から指名停止措置又は入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 法人及びその役員又は設置事業の構成者等が暴力団又は暴力団関係者（又はこれらであったもの）でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (8) 過去6月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出していないこと。
- (9) （一社）日本公園施設業協会中国・四国支部会員であり、中国・四国地方内に本社、支店、営業所のいずれかを有し、遊具供用開始後の連絡調整及び修繕、メンテナンス時の速やかな対応が可能な体制が整っていること。
- (10) 主任技術者又は監理技術者として次の基準を全て満たす技術者を本工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は有しないものとする。
 - (ア) 1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は次に掲げるいずれかの資格を有すること。
 - ・技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合監理部門（建設部門の各科目、農業土木、森林土木又は水産土木））
 - ・国土交通大臣認定者
 - (イ) 監理技術者を届け出る場合にあつては、許可業種の項に掲げる業種に係る監理技術者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。

(ウ) 入札に参加しようとする者と、本工事の競争参加資格確認申請
日前3カ月以上の雇用関係にあること。

- (1 1) 参加表明者と直接的かつ恒常的(3カ月以上)な雇用関係にあり
(一社) 日本公園施設業協会技術資格者制度の公園施設製品安全管理
士の資格を有する者を専門技術者として専任配置できること。なお、
主任技術者と専門技術者は兼ねることができる。
- (1 2) (一社) 日本公園施設業協会が認定するSPマーク表示認定企業で
あること。

4. 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりである。ただ
し、土曜日、日曜日及び休日など益田市が定める市の休日には、受付等
を行わない。なお、このスケジュールは参加者の状況、審査の進捗状況等
により変更する場合がある。

表1 契約締結までのスケジュール

	実施内容	日程
1 次 審 査	公募開始(実施要領等の配付)	令和7年6月25日(水)
	参加表明書の受付期間	令和7年6月25日(水)から 令和7年7月10日(木)17時
	参加表明書等に関する質問書受付 期間	令和7年6月25日(水)から 令和7年7月8日(火)12時
	参加表明書等に関する質問書の回 答期限	令和7年7月9日(水)
	参加資格の確認通知(第1次審査結 果発表)	令和7年7月11日(金)
2 次 審 査	企画提案書の提出期間	令和7年7月11日(金)から 令和7年7月31日(木)17時
	企画提案書等に関する質問書受付 期間	令和7年7月11日(金)から 令和7年7月23日(水)12時
	企画提案等に関する質問書の回答 期限	令和7年7月25日(金)
	第2次審査(プレゼンテーション)	令和7年8月上旬予定
	選定結果の通知	令和7年8月上旬予定
	契約締結	令和7年8月中旬予定

5. 関係資料の配布

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は益田市公式ウェブサイトからダウンロードすること。[\(https://www.city.masuda.lg.jp/\)](https://www.city.masuda.lg.jp/)

6. プロポーザル参加表明書（第1次審査必要書類）の提出

プロポーザル参加表明書（様式1）は以下の要領で提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年7月10日（木）17時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便その他発送の事実を証することができる方法で提出期限までに必着のこと。）で提出すること。
- (4) 提出書類 2部（正本1部・副本1部（副本はコピー可））
 - (ア) 参加表明書（様式第1号）
 - (イ) 会社概要書（様式第2号）
 - (ウ) 予定主任技術者及び予定専門技術者の資格等（様式第3号）
 - (エ) （一社）日本公園施設業協会発行のSPマーク表示認定企業認定証の写し
 - (オ) 誓約書（様式第4号）
 - (カ) 法人登記簿謄本
 - (キ) 財務諸表
 - (ク) 国税及び地方税に滞納がないことの証明書
- (5) 参加資格確認結果の通知

（4）の提出書類により、市職員4名で構成する匹見中央公園遊具改修工事事業者選定委員会（以下「選定委員会」）において、3.参加資格に定めるところにより資格の有無を確認し、結果を令和7年7月11日（金）に、参加資格確認結果通知書（様式第5号）により電子メールで通知する。

7. 質問受付及び回答

本件公募に関し質問がある場合は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡潔にまとめ、質問書（様式第6号）により提出すること。

- (1) 提出期限
 - 【参加表明書等に関する質問】 令和7年7月8日（火）12時（必着）
 - 【企画提案書に関する質問】 令和7年7月23日（水）12時（必着）
- (2) 提出方法 質問書（様式第6号）に記入し電話連絡のうえ下記メールアドレスに送信すること。

E-mail: toshi@city.masuda.lg.jp

(3) 回答期限

【参加表明書等に関する質問】 令和7年7月9日（水）

【企画提案書に関する質問】 令和7年7月25日（金）

(4) 回答方法 全ての応募者に対し、質問の内容及び回答を電子メールで回答する。

8. 提案書の提出

参加資格確認結果通知書（様式第5号）により、参加資格の確認を受けた応募者は、以下の要領で提案書を提出すること。

(1) 提出期限 令和7年7月31日（木）17時（必着）

(2) 提出先 事務局

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便その他発送の事実を証することができる方法で提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(4) 提出書類 5部（正本1部・副本4部（副本はコピー可））

（ア）プロポーザル提案書（様式第7号）

（イ）プロポーザル提案の評価項目を説明する資料（任意様式）

※評価項目は9. プロポーザル審査の表2を参照

（ウ）提案目的物の概要図（完成予想イラスト）※A3 カラー版

（エ）製品の全体寸法が分かる図と主要構造部を明記（赤着色）した図 ※上記概要図を用いて作成してもよい

（オ）その他必要に応じた補足説明資料

（カ）本工事費内訳書（任意様式、消費税込）

※金額は工事に要する全ての金額であり、内訳書には測量費を含めた遊具単体価格や組立設置費、基礎工事、既設遊具撤去工事、諸経費等を明記すること。

(5) 注意事項

（ア）提案書は返却しない。

（イ）提出以降の提案書の変更、差替えは認めない。

（ウ）本市から提案書、概算見積書等に対して質問する場合がある。
その場合は2営業日以内に電子メールにて回答すること。

（エ）提案書の副本には、提案者である企業名等の名称や企業名等が判断できる表現、ロゴ等を一切記載しないこと。

9. プレゼンテーションによる審査

提案の内容について、以下の要領でプレゼンテーションを行い選考委員会において評価する。

- (1) プレゼンテーションは令和7年8月上旬予定※別途通知
- (2) 内容はプレゼンテーション（提案説明）及び質疑応答とする。
(1社の持ち時間は40分とし、提案説明30分、質疑応答10分)
- (3) プロポーザルの審査は、選定委員会により提案者名を開示せず、表2の基準に基づき提案の内容、プレゼンテーションの質疑応答の内容を総合的に勘案し評価する。
- (4) プレゼンテーションの評価項目及び配点は表2のとおり

表 2

評価項目	評価の着目点	配点
テーマ・コンセプト	匹見中央公園のメイン遊具としてふさわしい提案となっているか。	15
空間への工夫	整備内容が、現況の地形を考慮し子どもが楽しめる提案となっているか。	15
見積価格の妥当性	提案内容に対する価格が適正であるか。	5
維持管理	長寿命化を考慮し、耐久性に優れた材料を使用しているか。遊具のメンテナンス性（交換・修理）が高く、維持管理を容易にするための工夫が見られ、計画的に遊具を維持することが可能になっているか。	15
安全対策	利用時に想定される危険及び予期せぬ遊び方による危険への安全対策が提案されているか。	15
市内下請	施工にあたり、市内業者を活用する下請施工や必要な資機材、消耗品等を市内業者から調達するなど、市内業者への配慮がなされているか。	15

工程・施工計画	適切な工程計画や、現地条件を踏まえた施工計画となっているか。施工中の公園利用者への安全対策の検討が十分にされているか。	10
自由提案	公園の魅力が向上するような積極的な追加提案や独自提案となっているか。	10
合計		100

- (5) プロジェクター、スクリーン及び電源は本市で準備するが、その他のOA機器等を利用する場合は、参加者側で準備すること。(当該準備に要する時間は、プレゼンテーションの時間に含めない。また、プレゼンテーションに係る費用は参加者に於いて負担すること。

10. 受託候補者の選定及び結果の通知

(1) 受託候補者の決定

(ア) 選定委員会において、各委員が表2の評価項目・配点表により評価した得点を合算し、総得点の最も高い応募者を第1位の候補者として選定し、契約締結に向けた交渉を行うものとする。

(イ) 第1位の候補者が、失格に該当することが認められた場合、又は市との契約交渉が不調となった場合は、次点の候補者と交渉を行うものとし、以下この例による。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、令和7年8月上旬(予定)に、全ての対象者に対し電子メールで通知する。

なお、審査の経過に関する質問及び結果に対する異議の申立ては、一切受け付けないものとする。

11. 契約の締結

本契約は、受託候補者と随意契約をおこなうものとする。当該契約書の締結をもって受託候補者は受託者となる。

12. 失格事由

以下に該当する提案は、失格とし、審査対象から除外する。

- (1) 提案工事費が、2.(6)の上限額を上回った場合
- (2) 提出した提案書の内容が評価項目に対応していない項目があった場合

(3) 提出資料等に虚偽の記載があった場合

1 3. その他留意事項

- (1) 都合により本事業を辞退する場合は、事業者選定辞退届（様式第 8 号）を提出すること。
- (2) 市は、郵便及び電子メール等に関する通信事故については、一切責任を負わないものとする。
- (3) 提案に係る書類作成に伴う費用（証明書類の取得に係るものを含む。）は、応募者が負担すること。
- (4) 提出された提案書その他書類は返却しない。ただし、これらの著作権は応募者に帰属するものとする。ただし、市がプロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。